

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

2019年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、2020年1月17日付けで同法第7条の規定により、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されるとともに、その具体的な整理事項の詳細について各都道府県の教育委員会へ通知がなされた。広島県においては、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正するとともに教育委員会規則を改正し、本年4月1日より在校等時間の上限が定められた。

子どもたちへの豊かな学びを保障するためには、教育職員の心身の健康を守るための「学校の働き方改革」の推進が求められている。しかし、今回の在校等時間の上限設定は、時間外勤務に規制をかけるだけであり、長時間労働を解消するための実効性のある具体策として、教職員定数の改善や業務削減が伴わなければ、法で規定された在校等時間の上限の遵守にはつながらない。また、学校再開後の新型コロナウイルス感染予防対策については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けた少人数指導等が難しく、児童生徒に安全な学びを保障できていない。こうした状況に対応できる教職員数を確保するためには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をすることが不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」により、国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられているが、自治体の自主財源の差による教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちがどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/総務大臣/財務大臣/文部科学大臣/衆議院議長/参議院議長